



ゆたかに生きる権利をまもる

尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地 日進市障害者福祉センター内
電話 0561-75-5008 メール mail@owaritoubu-kouken.net

第12号

会報

令和4年6月発行



CONTENTS

理事長あいさつ

令和3年度 事業の振り返り

令和3年度 数字で見るあすライツ

職員からのメッセージ・会員募集

P1

P2~11

P12~13

P14

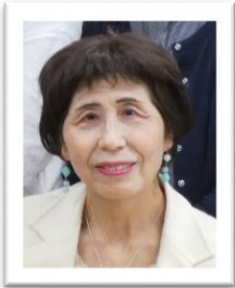




ゆたかに生きる権利をまもる

新たなステージに立ったセンター

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 理事長 加藤佳子



尾張東部権利擁護支援センターは、平成23年10月に開設して満10年が経過し、今年は11年目、新たなステージに入りました。ここに令和3年度の実績及び取り組みを振り返り、新たなステージへ向けての抱負を述べたいと思います。

(1) 相談件数の増加

コロナ禍にあっても相談件数は増加しており、総数は7,757件、前年比126%でした。これは、地域住民および関係者への周知が進んでいること、併せて利擁護の意識が向上していること（特に行政、関係者からの相談が増えている）を示していると思われます。

(2) 法人として後見人等の受任

コロナ禍で面談は難しい状況にありましたが、被後見人お一人おひとりの「意思決定」を尊重するとともに、本人が自らの力を発揮できるように後見人としての支援をしてきました。その支援実績は、訪問や電話等を含め22,790件、前年比107%となっています。法人後見については、専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）が個人で受任するには後見事務の負担が大きい方を受任しています。例えば、1日に数十回電話での対応が必要な方や、家族が複合的な課題を抱えており、多くの関係者との連携が必要な方、あるいは本人との面談や訪問等頻回な支援が必要な方を担当しています。

(3) 第4期市民後見人養成研修の開催

平成27年から開始した市民後見推進事業は、令和3年度に第4期市民後見人養成研修を瀬戸市で開催し、現在21名の方が7か月間68時間のプログラムを受講しています。全国でもまだ2割の自治体でしか取り組みが進んでい

ないなか、家庭裁判所や行政、関係機関との連携により後見人等に選任される割合も高く、現在まで延べ31名の方が選任されて地域で活躍していただいています。市民後見人は地域福祉の担い手として、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画においても優先して取り組むべき事項として挙げられており、当センターでは愛知県市民後見推進事業を受託して、本事業の推進に関係機関と連携して取り組んでいます。

令和4年度は尾張東部においても第2期成年後見制度利用促進計画の策定の事務局を担い、本計画を実りあるものとして地域の権利擁護を推進していきます。さらに重視したいこととしては、相談業務や法人後見において、本人の意思決定を尊重し、それを支援することです。厚生労働省のガイドラインに基づいて、「意思決定支援プロジェクトチーム」を立ち上げて地域の相談機関と研修会や事例検討会等を行ってきましたが、今年度はさらに深めていきたいと考えています。

これからもセンターは、行政や地域の皆さまに支えられ、連携しながら、理念である「ゆたかに生きる権利をまもる」を実践して参ります。今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



会員様より寄付金をいただき、あすライツのキャラクターがデザインされたオリジナルトートバッグを作成しました

虐待等権利擁護に関する 相談支援事業

1. 専門相談対応

法律職（弁護士・司法書士）や権利擁護支援スーパーバイザーとの連携により、法律的な課題や権利擁護に関する課題に対する相談対応を必要に応じて行いました。

開催日：令和3年4月27日・6月2日・7月26日・8月4日・9月22日・10月22日・11月16日・11月24日・令和4年1月25日・2月10日

場 所：瀬戸市・尾張旭市・豊明市・長久手市
相談者：6市町における住民7名



2. 成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

成年後見制度利用促進計画の進行管理及び評価を行うために会議を開催しました。

第1回成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日：令和3年7月28日
場 所：日進市民会館

令和2年度に引き続き、日本福祉大学大学院特任教授の平野先生が委員長を務められ、オブザーバーとして名古屋家庭裁判所家事次席書記官、愛知県福祉局高齢福祉課担当者、愛知県社会福祉協会担当者、椋山女学園大学教授にも参加いただき議論がなされました。

通算4回目となる今回の会議では、これまでの委員会の経過とその特徴について説明がなされました。特徴の一つは、計画策定時に設定された『プロジェクトチーム』が現在も計画を推進していくチームとして施策項目にそって実施されていることです。そのひとつである日常生活自立支援事業担当者ミーティングにおいては、令和3年度は生活困窮者自立支援事業の担当者が加わり、横のつながりを持ちながらミーティングの開催が定着してきていることを実感します。



第2回成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日：令和4年3月18日
場 所：日進市民会館

国の第二期基本計画への対応を見据えて議題を3つのテーマに分類し議論されました。

まず1つ目は権利擁護支援センターの独自事業とは別に中核機関が担うコーディネート機能についてどの程度実施できているかの評価について。2つ目に担い手の育成、市民後見人の養成の他に、喫緊の課題でもある法人後見の育成について。3つ目は後見人等に対する苦情の問題について。これらを踏まえた上で専門家会議の委員でもある住田センター長から次期計画の概要やポイントとなる点について解説がなされました。苦情解決については、その内容の分類や解決方法について報告されました。少数ではありますが辞任選任の申立てを家庭裁判所に行い終結となったケースもあり、次期計画の運用改善の一つである苦情等に適切に対応できる仕組みについては、やはり司法を含む関係機関との調整が欠かせません。



3.権利擁護支援プロジェクト

意思決定支援を中心とする権利擁護支援の専門性の向上を図るための研修会を行いました。令和3年度は、対象を「行政、医療・福祉関係者」と「民生委員、福祉関係者」に分けて、よりポイントを絞った講義内容となりました。

行政、医療・福祉関係者向け 高齢者・障害者虐待対応研修会

令和2年度に年開催された虐待対応研修会の応用編として、前回同様、一般社団法人支援の思想研究会代表の上田晴男氏をスーパーバイザーとしてお招きし、講義と創作事例によるグループワークを行いました。

最初に上田氏から「虐待ケースにおける行政責任と伴走支援を考える～切れ目のない虐待対応のための地域における支援体制構築に向けて～」と題して講義がなされました。虐待は社会的孤立の状態から生まれてくることがあり、虐待者も被虐待者も孤立させない取り組みや気づきが必要であることを学びました。また、行政と様々な関係機関が役割を分担しながら情報を共有していくことの大切さなどを話され、大変勉強になりました。

創作事例を用いたグループワークでは、グループ内でそれぞれの立場の中で抱えている悩みや取り組みなど意見が交わされました。

【第1回】

開催日：令和3年7月13日

場 所：パーティセと

参加人数：25名

【第2回】

開催日：令和3年8月13日

場 所：長久手市福祉の家

参加人数：9名

【第3回】

開催日：令和3年9月30日

場 所：東郷町いこまい館

参加人数：13名



民生委員、福祉関係者向け 高齢者・障害者虐待対応研修会

民生委員・福祉関係者向けに、尾張東部圏域権利擁護支援アドバイザーの上田晴男氏に「SOSを発見できるまち 高齢者・障害者虐待の気づきと対応～私たちは、助けが必要な人の権利擁護にどのように向き合えばいいのか～」と題して講演をいただきました。80代の高齢者の女性と息子の二人暮らしで、女性が息子から虐待を受けているのではないかと近隣から心配されているという架空の事例について、話し合いを行いました。

「虐待の種」「虐待の芽」という表現を学び、「いつもと違う」ことに気づくこと、ためらわずに通報すること、支援の輪を作ることの大切さを学んだ研修でした。

各市町の民生委員の方々にも多数ご参加いただきました。このような研修にもっと参加者が増えるといいと、大変好評をいただきました。

【第1回】

開催日：令和3年10月29日

場 所：豊明市商工会館

参加人数：19名

【第2回】

開催日：令和3年11月25日

場 所：尾張旭市スカイワードあさひ

参加人数：27名

【第3回】

開催日：令和3年12月23日

場 所：日進市民会館

参加人数：20名



同じ内容の研修を複数回行うことで、一つの機関、事業所からそれぞれの日程で複数の方が参加されています。参加者からは、「一つ一つの丁寧な対応の積み重ねの重要性を感じた。」「本人の状況・状態を評価することが大切だと学んだ。」「応用編も是非聞きたい。」等の感想が寄せられました。

4.日常生活自立支援事業 担当者ミーティング

開催日

第1回：令和3年6月29日
第2回：令和3年10月19日
第3回：令和4年2月10日

場 所：日進市障害者福祉センター

金銭管理や福祉サービス利用援助を担う日常生活自立支援事業は、権利擁護支援において成年後見制度と並ぶ重要なツールのひとつです。

令和3年度は生活困窮者自立支援制度の担当者とも連携を図り、生活困窮の要因が判断能力の不十分さである場合に適切な支援等につなぐことができるよう、連携強化のためのミーティングを定期的に行いました。

平成30年度からこのミーティングを続けてきたことで、関係者と顔の見える関係ができ、連携がとれるようになったことは非常に大きな効果です。しかし一方で、最近は今一度このミーティングの意義について深く認識する必要があるとも感じています。このミーティングは当センターだけではなく、支援者全員で作りに上げていくものです。互いに共通認識を持ちながら、ともに学びあっていけたらと願っています。



5.権利擁護支援スーパーバイズ

権利擁護支援スーパーバイザーとの連携により、権利擁護に関する課題に対するスーパーバイズを行いました。

開催日：令和3年6月2日、7月13日、
10月29日、令和4年2月22日

場 所：日進市障害者福祉センター、パルティ
せと、豊明市商工会館

開催方法：インターネットを使用しての実施



6.意思決定支援プロジェクト

意思決定支援を中心とする権利擁護支援の専門性の向上を図るため、令和3年度からプロジェクトチームを立ち上げました。

この研修は、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画に基づき、地域の意思決定支援の推進のリーダー的存在の養成を目的としています。コアメンバーには弁護士、司法書士、尾張東部圏域各市町の地域包括支援センター職員、障がい者基幹相談支援センター職員等が参加しています。

意思決定支援プロジェクトチームでは、コアメンバーでの意思決定支援の取り組みの事例検討や、『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』を用いた研修を通して、尾張東部圏域での意思決定支援の推進を目指します。

コアメンバー会議開催日

第1回 令和3年4月8日
第2回 令和3年6月21日
第3回 令和4年1月20日
第4回 令和4年2月25日

場 所：日進市障害者福祉センター

※対面またはインターネットを使用しての実施

後見制度及びその他福祉に関する 研修、啓発、相談事業

1.成年後見制度に関する研修啓発事業

行政・福祉関係者のための成年後見勉強会

開催日：令和3年7月16日

場 所：豊明市商工会館

およびインターネットによる配信

参加人数：53名

この勉強会は毎年この時期に開催し、新しく成年後見の担当になった行政職員や地域包括支援センター職員、ケアマネジャー等の福祉関係者に成年後見制度について知っていただき、広く相談につなげる必要性等を理解していただくことを目的としています。

勉強会では、当センターの役割と事業紹介、成年後見制度の具体的な活用方法、そして市民後見人について学んでいただきました。アンケートでは、「難しい制度の内容をわかりやすく解説され、相談の映像もわかりやすく理解できました」、「市民後見人さんの生の声には感動して心に沁みました」等のご感想をいただきました。



成年後見セミナー

開催日：令和3年8月8日

場 所：東郷町民会館

およびインターネットによる配信

参加人数：83名

第1部の講演は、『ものがたりでわかる成年後見制度～身近な事例を挙げて成年後見制度の光と闇を語ります～』と題して、日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員であり、福祉に関する書籍の執筆家でもある渡辺哲雄先生に登壇いただきました。様々な人物を登場させながら、成年後見制度を利用して解決した課題（光）や成年後見制度の欠点（闇）について、ものがたりで説明されました。

「こんなに楽しく、深い話に時間を忘れて聞き入ったのは久しぶりです!」、「渡辺先生の事例を通して『後見制度は本人の為』の原点にかえったように思いました」などのお声をいただきました。（アンケートより抜粋）

第2部は、加藤孝規氏（弁護士）、蟹江治氏（市民後見人バンク登録者）、石川登紀子氏（東郷町役場福祉部高齢者支援課長）、後藤みほ氏（東郷町北部地域包括支援センター長）、センター職員をパネリストに迎え、コメンテーターとして第1部の渡辺先生に参加いただき、パネルディスカッションを行いました。

加藤先生より、信頼関係を構築するにあたり弁護士として意識していたことをお話していただいたり、蟹江氏の市民後見活動をDVDを用いてご紹介しました。また、現在法人で受任している方のチーム支援について、権利擁護支援センター・行政・地域包括支援センターの立場から紹介しました。



第1部 渡辺哲雄先生の講演



第2部 パネルディスカッション

よくわかる住民のための成年後見制度勉強会

開催日：令和3年9月4日・9月6日
場 所：東郷町民会館
およびインターネットによる配信
参加人数：28名（2日間の合計）

地域住民の方たちの参加のしやすさを考え、平日と週末の2回に分けて同じ内容の勉強会を開催しました。

最初の講演では、司法書士の吉川豊先生から「成年後見制度の概要と成年後見人の役割」と題した講話をいただきました。成年後見制度を説明するにあたり、まず地域で問題を抱えている家族の事例を3つ挙げ、「もし、成年後見制度がなかったら…」という状況を仮定しながら解説をされました。そして成年後見制度が認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方を法律面や生活面で支援するための制度であることを、わかりやすく説明されました。

続いて「成年後見制度利用の入り口は『相談』から」と題した講演を、当センターの職員からお話しさせていただきました。この講演では、成年後見制度利用の際の具体的な相談のイメージを掴んでいただくために、当センターが作成した映像資料を用いて説明を行いました。地域の中で困りごとを抱え、自分ではどうしたら良いのかわからない場合にはまず相談することを考え、また、相談する窓口は決して一つではなく、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、市町の高齢者・福祉課窓口、民生委員、権利擁護支援センター、巡回相談など、いろいろあることを伝えました。

最後の講演では、「市民後見人の活動紹介」と題して当センターの職員からお話しさせていただきました。市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。講演では、権利擁護の担い手として活躍している市民後見人の実際の活動の様子を映像で紹介し、「ゆたかに生きる権利をまもる」をキーワードに共生社会の実現に向けた取り組みが紹介されました。



吉川豊先生

福祉職向け成年後見実務講座

開催日：令和3年12月8日
場 所：日進市障害者福祉センター
参加人数：19名

これまで隔年で実施していた研修会ですが、令和2年度は定員数より多くの申し込みがあったため追加研修を行ったこともあり、令和3年度も研修会を行うことにしました。

内容としては、グループで申立書の作成演習を行いながら、グループワークを通して事例検討から課題の抽出、また本人にとって必要な代理権を考える実践的な研修会となっています。

この研修会の特徴の一つは、グループにセンターの職員が一人配置され、細かい疑問に対応できる点にあります。

申立て書類は煩雑なこともあり、各グループで適宜質問していただくことで、理解を深めていただきました。

その他住民向け研修会

開催日：令和3年6月16日・22日・28日、8月7日、9月30日、11月3日・13日・28日、12月13日、令和4年2月8日
場 所：6市町の全域
対象者：6市町における住民等

障害のある方の家族会や自治会、民生委員さんなどから依頼を受けて研修会を行いました。障害のある方は親亡き後を心配されていますし、地域では高齢者世帯や高齢者の単独世帯が増えるなかで消費者被害や詐欺などの心配もあります。地域で暮らし続けるために成年後見制度が一助になるかもしれません。みなさん関心と興味をもって積極的に研修を受講されました。

その他関係機関・専門職向け研修会

開催日：令和3年8月22日、9月24日、10月1日・28日、11月1日・16日、12月16日、令和4年1月27日・28日、2月12日・13日・14日・17日・26日、3月7日・15日・17日・23日、

場 所：6市町の全域
対象者：6市町における関係機関職員・専門職等

それぞれの市町で、ケアマネージャーや地域包括支援センターなどの団体による自己研鑽のための研修や、病院の医師・看護師・相談員の方々から依頼を受けて、成年後見制度や権利擁護についての研修を行いました。

2.権利擁護に関する研修啓発事業

第1回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和3年6月26日
場 所：日進市障害者福祉センター
およびインターネットによる配信
参加人数：67名

講師に弁護士の熊田均先生をお招きし、「成年後見人における医療同意の課題と死後の事務～COVID-19への対応～」と題した講演をいただきました。

講演の中で熊田先生は、「新型コロナウイルスワクチン予防接種を行う医療側としては、予防接種法を根拠に成年後見人に医療同意を文書で求めるのは当然であり、またその一方で、一身専属権の観点から成年後見人には医療同意権が無いことも正しい」と解説されました。そしてその双方が正当性をめぐって意地を張り合うと、結局一番被害を受けるのは成年被後見人であり、この問題を根本的に解決するには法律を変えていくしかない」と主張されました。



熊田均先生

第2回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和3年11月27日
場 所：瀬戸旭医師会館
およびインターネットによる配信
参加人数：47名

「在宅での看取りを支えるネットワーク」をテーマに、弁護士の高森裕司先生による講演「身寄りのない人の『看取り』の準備」と、愛知県がんセンター緩和ケア部部長の下山理史先生による講演「もしものときにあなたの想いをかなえるために…」が行われました。お二人の先生からは「よもやま話」から始める関係性の構築が勧められ、それはやがて絆となり、もしものときが来る前に本人の想いを知ることができるようになると結びました。その後は休憩をはさみ、身寄りのない人の医療や看取りに関するテーマでグループワークを行いました。



下山理史先生

3.成年後見制度利用に関する相談事業

巡回相談

開催日及び会場
瀬戸市 第1火曜日 やすらぎ会館
尾張旭市 第1木曜日 尾張旭市役所
豊明市 第3火曜日 豊明市役所
日進市 第2火曜日 日進市役所
長久手市 第4木曜日 長久手市役所
東郷町 第3木曜日 東郷町役場

内容
関係市町ごとに相談日を設定し、センターから遠方の方も相談しやすいように市役所等にて巡回相談を行いました。

延べ参加人数：6市町における住民66名



その他

6市町における認知症高齢者・知的障害者・精神障害者及びこれらの親族等、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の職員、民生委員を対象に、成年後見制度利用に関する必要な情報提供や相談対応、関係機関によるケース会議への参加、成年後見制度申し立て支援、専門職後見人・親族後見人の活動支援（後見活動への助言、報告書の書き方支援）、苦情対応等を随時行いました。

4.市民後見推進事業

市民後見人の活動

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。尾張東部圏域では、平成29年1月に市民後見人第1号が誕生しました。

尾張東部権利擁護センターが主催する市民後見人養成研修による市民後見人バンク登録者は下表のとおりです。令和3年に第4期の市民後見人養成研修が始まり、令和4年には第4期の市民後見人バンク登録者が誕生する予定です。

平成28年8月 第1期市民後見人 バンク登録者	平成30年8月 第2期市民後見人 バンク登録者	令和3年1月 第3期市民後見人 バンク登録者	家庭裁判所から選任 された市民後見人 (令和4年3月末現在)
19名	19名	8名	16名

市町別・後見人の活動実績

市民後見人バンク登録人数と受任件数（令和4年3月18日時点）

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計	受任率
1期初登録時人数	3	3	3	8	1	1	19	
受任件数	3	2	1	4	1	1	12	63.2%
2期初登録時人数	6	7	1	5	0	0	19	
受任件数	6	7	0	3	0	0	16	84.2%
3期初登録時人数	0	1	3	2	1	1	8	
受任件数	0	0	2	1	0	0	3	37.5%
初登録人数合計	9	11	7	15	2	2	46	
受任合計	9	9	3	8	1	1	31	67.4%

※第2期成年後見制度利用促進計画（厚生労働省）では、全国の自治体に市民後見の推進を定めていますが、現状では全国で約2割の自治体しか取り組めていません。

また、取り組んでいる地域でもバンク登録者の受任率は約9%です。その中で尾張東部圏域では67.4%と、全国でも高い受任率となっています。



市民後見人として活躍中のHさん



市民後見人バンク登録者の皆さん

愛知県主催市民後見普及啓発セミナー「地域共生社会と市民後見」

開催日：令和4年2月15日

場 所：愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)

およびインターネットによる録画配信

参加者数：38名 録画視聴 第1部351回、第2部235回

第1部では、同志社大学社会学部教授の永田祐氏による「市民後見人が拓くお互い様の地域」をテーマとした講演が行われ、その中で市民後見人が選任される割合がわずか1%程度に過ぎないというデータが紹介されました。講師はこの状況について憂慮しつつも、決して悲観することなく、ユーモアを交えながら市民後見人の持つ可能性について力強く語っていただきました。

第2部の「市民後見人の活動の実際」をテーマとしたパネルトークでは、専門職後見人ではなかなか気づくことのできない市民後見人ならではの視点と細やかな配慮の提案、そして支援活動を通じた交流の中で自然と湧き出た悲喜こもごもの感情と悩みが紹介され、会場参加者の共感を呼ぶところとなりました。

なお、このセミナーは尾張北部権利擁護支援センターと愛知県社会福祉士会、そして当センターにより運営されました。



市民後見人バンク登録者フォローアップ研修「グリーフケア～大切なものを失う悲しみとは」

開催日：令和3年10月2日（土）

場 所：日進市障害者福祉センター

参加者数：市民後見人バンク登録者23名

NPO法人いのちのケアネットワーク代表理事の森川和珠（わか）氏をお招きして、死や別れの悲しみを体験した時におこる自分自身の心境とその対応についての講義をいただきました。この研修は、被後見人等との死や別れの悲しみを体験した市民後見人から要望を受けて開催されたものです。

グリーフは「大切なものを失くした悲しみのこと」であり、グリーフケアは「そうした悲しみとともにある方へのケアである」ということをお話いただきました。大切なものはいのちだけではなく、環境や役割・自尊心なども含まれており、様々なグリーフがあることを学びました。

参加者自身が「私のグリーフ」についてひとりずつ順番に話し、他のメンバーはそのお話を聞いて感じたことを「追い越さない」ことを意識して一言ずつ話し手に返しました。

グリーフケアの研修のあとは、市民後見人受任状況や第4期市民後見人養成研修の広報活動の報告、今後のバンク登録者の活動について座談会を行いました。



第4期市民後見人養成研修説明会

開催日：ミニ説明会 ①令和3年9月29日 ②令和3年10月20日 ③令和3年10月27日
説明会 ①令和3年11月6日 ②令和3年11月11日
参加者数：延べ70名

市民後見人養成研修の受講申込には、説明会への参加が必須となっています。近年市民後見人養成研修の受講者数が減少傾向にあることや、新型コロナウイルスによる影響を考慮して、少しでも多くの方に市民後見人養成研修受講のチャンスを持っていただくことを目的に、定例の2回の説明会（瀬戸蔵にて11月6日・11日）と合わせて3回のミニ説明会（9月29日瀬戸文化センター・10月20日尾張旭市中央公民館・11月6日長久手市文化の家）を開催しました。

ミニ説明会では当センター職員から、なぜ今市民後見人が求められているのか、また市民後見人になるために必要な条件などをお伝えしました。さらに今回は、現在活動されている市民後見人の方々に当日お越しいただき、実際の体験を語っていただく時間を設けました。ミニ説明会参加者のアンケートでは約8～9割の方が「養成研修に参加したい」とご回答いただいています。この結果は、今回ボランティアとして参加し実際の体験を語ってくださった市民後見人バンク登録者の皆様の語りに尽きると思います。市民後見人自身が発信することで、市民後見人の魅力がより深く伝わったのだと感じています。



11月に開催した2回の説明会は2部制となっており、第1部では講師に愛知県立大学社会福祉学科の松宮朝准教授（6日）、名古屋南部法律事務所の高森裕司弁護士（11日）をお招きし、「市民後見人の役割」をテーマにご講演いただきました。先生方には、ひとりでの判断・意思決定が困難な人が地域社会に参画しながら、生活を継続できるよう、市民の方を含めた社会全体で権利擁護支援を行う必要があることや、市民後見人の役割は市民後見人として何が正しいか迷い悩むこと、本人のニーズを一緒に探し求めていくことであるとお話いただきました。

第2部では、現在活動されている市民後見人の皆様と行政の課長をパネリストに迎え、講師の先生も含めてパネルディスカッションを行いました。現在の実際の市民後見活動では、このコロナ禍において思い通りの活動ができず歯がゆい思いをされていました。そのような中でも工夫を凝らしてご本人を理解しようとする姿勢には背筋が伸びる思いがするとともに、市民後見人としての丁寧な支援の素晴らしさを感じることができました。また行政の課長からは、「尾張東部圏域では行政がしっかりバックアップするから安心して受講してほしい」と呼びかけがあり、ご参加いただいた方々へ力強いエールを送っていただきました。



今回の市民後見人養成研修説明会では、計5回の説明会を実施し延べ70名の方にご参加いただきました。正直なところ、コロナ禍においてどれだけの方にご参加いただけるか不安がありました。チラシ作成や周知の段階から市民後見人バンク登録者の皆様にご多大なご協力をいただき、結果的に多くの方にご参加いただくことができました。当センターには一緒に歩んでくれる素晴らしい仲間がいることを改めて実感し、とても心強く、嬉しく感じています。

第4期市民後見人養成研修

令和4年1月12日（水）、第4期市民後見人養成研修を瀬戸市にて開講しました。受講申込することに様々な不安があったとは思いますが、最終的に23名もの方が受講を決意してくださいました。

この研修は、5日間計25時間の基礎研修と、8日間計40時間の実務研修を経て、市民後見人になるための専門的な知識を学びます。令和4年3月に基礎研修が修了し、書類審査や面接審査を含む第2次選考では全員が通過され、令和4年4月から実務研修が始まっています。

受講生の方の中にはまだ現役で仕事をされている方や、小さなお子さんがいらっしゃる方もいて、それぞれ受講には大変なご苦労があることと思います。そんな中で一生懸命に学んでおられる姿は、大変頼もしく感じられます。

今夏には養成研修の全過程を修了され、市民後見人バンクへご登録いただけるよう、センター職員一同、陰日向となり応援してまいりたいと思っています。



市民後見人交流会

開催日：令和4年3月25日（金）

場 所：日進市民会館小ホール

参加者：35名（市民後見人バンク登録者・第4期市民後見人養成研修受講生・関係者・地域住民）

第1部の特別講演は、「想いをカタチに～エンディングノートの活用～」と題してエンディングノート普及協会理事長の赤川なおみ氏からオンラインでエンディングノートの意義や書き方についてご講演いただきました。後見人として活動していく中で活かしていきたいものだと感じました。

第2部は尾張東部権利擁護支援センターの職員から、第4期市民後見人養成研修説明会にむけて、たくさんの市民後見人バンク登録者の協力をいただいたおかげで多くの方が説明会に参加され、また養成研修に申込をされたことを報告しました。

第3部は市民後見人バンク登録者と第4期市民後見人養成研修受講者の座談会を行いました。円座になって、みんなで自己紹介・近況報告を行いました。





特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、法律・契約行為や自らの権利をまもるために支援を必要としている方や周囲の支援者の方々に対して、権利擁護に関する相談支援、福祉的配慮に基づく後見事務の提供、市民後見人の監督業務を下記のとおり実施しました。

相談・後見・監督業務

令和3年度の相談及び法人後見受任状況、監督業務状況は以下のとおりです。



1. 相談件数

対象者種別	実人数（人）
認知症	256
知的障害者	57
精神障害者	72
高次脳機能障害	37
その他	103
合計	525

援助内容区分	延べ件数（件）
制度説明・制度利用検討	1,853
申立手続き支援	3,685
虐待・権利侵害	389
診断書・鑑定書	322
親族後見人支援	88
専門職後見人支援	1,311
被後見人家族支援	86
任意後見	204
市民後見人	114
苦情	181
その他	2,311
合計	10,544

相談者区分	相談者数（人）
本人・親族	1,763
行政・相談機関	3,086
その他関係機関	2,031
後見人等（専門職・親族・市民）	1,655
日常生活自立支援事業／生活困窮者自立支援事業	117
家庭裁判所	146
その他	239
合計	9,037

相談方法別	延べ件数（件）
電話	5,673
来所	123
訪問	586
巡回相談	49
メール	782
ファックス	215
郵送	186
会議、研修等	90
その他	53
合計	7,757

2. 法人後見受任状況（センターが法人として後見業務を担っています）令和4年3月末現在（単位：人）

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	6	3	5	5	0	3	22
知的障害者	2	2	1	2	1	0	8
精神障害者	8	4	1	4	0	2	19
高次脳機能障害	1	1	0	1	1	1	5
合計	17	10	7	12	2	6	54

(単位：件)

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電 話	3,038	1,660	834	1,312	1,038	1,440	9,322
訪 問	771	558	378	611	76	390	2,784
来 所	16	16	10	415	7	38	502
メール	725	112	94	84	77	86	1,178
郵 送	1,013	745	763	856	108	586	4,071
その他	82	128	64	172	13	141	600
合 計	5,645	3,219	2,143	3,450	1,319	2,681	18,457

3.監督業務状況（市民後見人の監督人としてサポートしています）令和4年3月末現在（単位：人）

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	3	6	1	3	0	0	13
知的障害者	1	0	1	0	0	0	2
精神障害者	0	0	0	0	0	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	1	0	0	1
合 計	4	6	2	4	0	0	16

※市町は市民後見人の居住地

法人後見による被後見人等の各種滞納の解消（6市町合計）

尾張東部権利擁護支援センターが後見人等として金銭管理を行い、返済した合計金額は下記のとおりとなりました。（令和4年3月末現在）

(単位：円)

	平成23年度～令和2年度		令和3年度		平成23年度～令和3年度累計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
税・保険料	43	4,454,200	1	14,000	44	4,468,200
公共料金	32	1,086,114	0	0	32	1,086,114
医療・福祉サービス	35	8,904,611	1	32,514	36	8,937,125
一般企業等	18	1,293,462	1	137,543	19	1,431,005
ローン返済	28	5,991,155	4	1,272,000	32	7,263,155
その他（生保返済等）	13	6,649,811	2	2,423,539	15	9,073,350
合計	169	28,379,353	9	3,879,596	178	32,258,949

6市町別 平成23年度～令和3年度 累計返済額

(単位：円)

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
税・保険料	2,252,900	108,300	338,400	1,022,700	3,500	742,400	4,468,200
公共料金	78,558	151,353	452,772	284,437	10,032	108,962	1,086,114
医療・福祉サービス	3,685,246	402,989	2,451,327	1,092,841	450,418	854,304	8,937,125
一般企業等	164,022	377,835	457,449	294,156	0	137,543	1,431,005
ローン返済	1,831,596	649,183	0	4,066,803	0	715,573	7,263,155
その他（生保返済等）	2,303,539	1,711,290	19,285	4,809,495	0	229,741	9,073,350
合計	10,315,861	3,400,950	3,719,233	11,570,432	463,950	2,788,523	32,258,949

職員からのメッセージ

住田敦子（センター長）

一誰のための、何のための支援をするのかー
かつて、夢を描いて自分に宛てて書いて投函したハガキには「同じ感覚で手を繋ぐことのできる仲間と出逢い、援助が必要な人のことを大切におもい、考え、実践できる場を創りたい」と綴ってありました。
夢が叶い、あすライツは同じ志を持ち、同じ目的を果たすために集まった仲間です。ときに、自分の力のなさ挫けたり、方向を見失いそうになったときに、
一誰のための、何のための支援をするのかーに立ち戻り、私たちはこれまでも、これからも、ご本人の「ゆたかに生きる権利」を大切に権利擁護支援の実践を積み重ねていきます。

當日眞緒（副センター長）

今年度から副センター長の職に就くことになりました。以前事務の木下さんに「センター長はお父さん！ 経理の啓介さんは家計を預かるお母さん！ 當日さんはお姉ちゃん」と表現されたことがあります。職場のメンバーを家族に例えるなんて微笑ましく思っていました。家族に例えるなら、今年度からの私は、『お姉ちゃんは頑張ってきたお父さんとお母さんをそろそろ支える』そんなポジションがこの役職かなと思っています。年上だけと弟とたくさんの妹達。支えあっていきましょう！

瀧本由美（主任専門相談員）

自分自身やセンターに期待されること、役割が年々大きくなってきていると感じます。一人（単独）でできることは限られているのでいろいろな方、機関とつながりながら、個別課題・地域課題に取り組んでいかなければと改めて思います。

鈴木万由子（専門相談員）

法人で受任している方からエンパワーされることばかりですが、ご本人のゆたかな生活の実現に向けてお力添えできるよう業務に励んでいきます。プライベートでは4月から料理教室へ通い始めました😊

石井友子（専門相談員）

今年10年目になります。年齢も63歳になりまして、ちょっと肩の力を抜いて働きたいと思っています。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

下山貴弘（専門相談員）

センターに来て3年目になり、今年度から正職員になりました。正職員としての自覚を持ち、仕事に対しては他人事ではなく自分事として捉える意識を高めようと思いません。

富田悠仁（専門相談員）

皆さんに助けられながらなんとか1年を過ごすことができました。まだまだ力不足ではありますが、諸先輩方が大変なときは下からも支えることができるよう、仕事に励み努力したいと思っています。

山口奈美（専門相談員）

7月で入職して丸2年となります。できるようになった事が少しずつ増えてきましたが、悩みや課題は尽きません。現在の環境に感謝し、自分の中の引出しをより充実させるべく頑張ります。

木下ふじ系（事務員兼後見支援員）

毎日、夢中で仕事をするうちに、あっという間に3年半が過ぎました。失敗を繰り返しながらも、少しずつ成長できたと思います。

鈴木啓介（事務員兼後見支援員）

昨年度はいつもに増してセンターの皆さんに大変お世話になりました。この上ない感動も頂きました。ありがとうございました😊

加藤優美子（事務員兼後見支援員）

市民後見人養成研修でセンターを知り、その後事務パートとなり3年目を迎えます。人生の大切なことに気づかされる貴重な場です。

岩崎教子（事務員）

今年こそは何か新しいことを始めよう♪と模索中です。仕事もプライベートも少しでも成長できるように頑張ります！

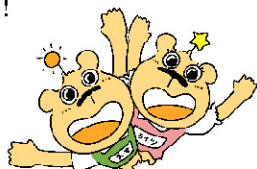
矢野順治（事務員兼後見支援員）

5月に入職したピカピカの一年生です。(笑) 社会人生活45年で培った経験で、少しでも皆さんのお役に立てるよう精進してまいります。

会員募集

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツの会員になって、法人を支えてください。行政から委託された事業の範囲は限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください！

- ◆個人正会員 1□3千円/年
- ◆法人正会員 1□5千円/年
- ◆賛助会員 1□2千円/年



入会申込書をお送りしますので、お気軽にお電話ください。
電話 0561-75-5008 担当：鈴木（啓）

編集後記

あすライツの職員数は全員で13人と少数で、年代は20代前半から60代後半までと幅広いながらも、それぞれが自分の持ち味を最大限に発揮できるチームワークのよさが自慢です。

昨年度は職員のひとりが病気で長期休養という大変な事態が起こりましたが、皆で一致団結して業務をカバーし、また時間を工面して彼への応援メッセージビデオを作成するという、同志愛を再確認できた出来事となりました。

職場でよい仕事をするには、このような円滑な人間関係が必須だと思います。今年も皆で一致協力して地域の皆様のお役に立てるよう頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。（文責：木下）